

確認検査業務手数料規程		頁 No.1 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 日本建築センター(以下「財団」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。(ぬ)

(建築物に関する確認の申請手数料)

- 第2条 業務規程第18条(第27条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。なお、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法により設計を行った建築物の確認申請の場合(財団の技術評定書が添付される場合を除く)は、別表第1の手数料額に別表第1の2の額を加算した金額とする。(へ)(と)
- 2 構造計算適合性判定(以下「判定」という)を要する建築物を含む場合においては、計画地の属する都道府県知事が定める判定手数料の額又は都道府県知事の指定を受けた判定機関の定める判定手数料の額に10,000円を加えた額を前項の規定による額に加算する。判定を要する建築物については、2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分はそれぞれ別の建築物として適用する。(へ)(ち)
- 3 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築する場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積(リ)
 - (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
 - (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)
 - (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積(リ)
- 4 既存の建築物に構造耐力規定の遡及適用がある場合等、既存の建築物の構造耐力に関わる審査を要する増築等の確認の場合においては、前項各号に定める面積の合計と、当該既存の建築物の部分の床面積の合計の十分の七(当該既存の建築物の部分について耐震診断等の第三者機関による評価を受けている等、審査が効率的に実施できる場合にあつては十分の三)とを合計した面積により、別表第1を適用する。(リ)

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第3条 業務規程第18条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の2第1項におい

確認検査業務手数料規程		頁 No.2 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

て準用する場合に限る。)に規定する建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下同じ。)の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。(は)(へ)(と)(り)

- (1) 建築設備を設置する場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 20,000円(り)
 - (2) 建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 20,000円(り)
 - (3) 建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 10,000円(り)
- 2 業務規程第18条に規定する小荷物専用昇降機に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について、当該各号に定める額とする。(は)(へ)(と)(り)
- (1) 小荷物専用昇降機を設置する場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 5,000円(は)(り)
 - (2) 小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 5,000円(は)
 - (3) 小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 4,000円(は)

(工作物に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第18条に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。(へ)(と)

- (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(以下「令」という。)第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第2の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数(一未満の端数は切り上げる。)を基準手数料の額に乗じて算定した額
 - (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合 11,000円
- 2 前項第1号の基準手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。(り)
- (1) 工作物を築造する場合(次の第2号及び第3号に掲げる場合を除く。) 10,000円(り)
 - (2) 工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 10,000円
 - (3) 工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 5,000円

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第5条 業務規程第29条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、

確認検査業務手数料規程		頁 No.3 / 10
		C R 0 3 - 1 1
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

中間検査申請一件につき、別表第3に掲げるとおりとする。(へ)(と)

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

- 第6条 業務規程第29条に規定する昇降機(小荷物専用昇降機を除く。第9条、第11条及び第12条において同じ。)に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第3の2に掲げるとおりとする。(ほ)(へ)(と)
- 2 業務規程第29条に規定する建築設備(昇降機及び小荷物専用昇降機を除き、法第87条の2第1項において準用する場合に限る。第9条、第11条及び第12条において同じ。)に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第3の2に掲げるとおりとする。この場合、別表第3の2の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。(い)(ほ)(へ)(と)
- 3 業務規程第29条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第3の3に掲げるとおりとする。(は)(ほ)(へ)(と)

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

- 第7条 業務規程第29条に規定する工作物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。(へ)(と)
- (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第2の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数(一未満の端数は切り上げる。)を11,000円に乗じて算定した額
- (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が6以上の場合 19,000円
- (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が2以上5以下の場合 22,000円
- (4) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が1の場合 41,000円

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

- 第8条 業務規程第36条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。(へ)(と)(り)
- 2 別表第4の床面積の合計は、当該建築に係る部分の床面積について算定する。(へ)(り)

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

- 第9条 業務規程第36条に規定する昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第5に掲げるとおりとする。(い)(は)(ほ)(へ)(と)(り)

確認検査業務手数料規程		頁 No.4 / 10
		C R 0 3 - 1 1
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

- 2 業務規程第 36 条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第 5 に掲げるとおりとする。この場合、別表第 5 の昇降機を建築設備と読み替えるものとする。(い)(ほ)(へ)(と)(り)
- 3 業務規程第 36 条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、申請一件につき、別表第 5 の 2 に掲げるとおりとする。(は)(ほ)(へ)(と)(り)

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

- 第 10 条 業務規程第 36 条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の工作物について、当該各号に定める額とする。(と)
- (1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 2 の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数(一未満の端数は切り上げる。)を 11,000 円に乗じて算定した額
- (2) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 6 以上の場合 20,000 円(財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、19,000 円)
- (3) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 2 以上 5 以下の場合 24,000 円(財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、22,000 円)
- (4) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一の申請に係る設置数が 1 の場合 43,000 円(財団から中間検査合格証の交付を受けたものについては、41,000 円)(へ)

(財団以外の者が確認を行った工事の中間検査の申請手数料)

- 第 11 条 中間検査の対象となる建築物の計画に係る確認(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。)を行った者が財団でない場合は、第 5 条の申請手数料に、別表第 6 の額を加算する。(へ)
- 2 中間検査の対象となる昇降機又は建築設備の計画に係る確認(確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。)を行った者が財団でない場合は、第 6 条第 1 項又は第 2 項の申請手数料に、一の昇降機又は建築設備について、11,000 円を加算する。(ほ)(へ)
- 3 中間検査の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認(確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。)を行った者が財団でない場合は、第 6 条第 3 項の申請手数料に、小荷物専用昇降機一基について、5,000 円を加算する。(は)(ほ)(へ)
- 4 中間検査の対象となる工作物の計画に係る確認(確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。次条において同じ。)を行った者が財団でない場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第 7 条の申請手数料に、一の工作物につい

確認検査業務手数料規程		頁 No.5 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

て、当該各号に定める額を加算する。(へ)

- (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第2の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数(一未満の端数は切り上げる。)を5,000円に乗じて算定した額(へ)
- (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合 11,000円(へ)

(財団以外の者が確認及び中間検査を行った工事の完了検査の申請手数料)

第12条 完了検査の対象となる建築物の計画に係る確認を行った者及び当該建築物の中間検査を行った者が財団でない場合は、第8条の申請手数料に、別表6の額を加算する。(へ)

- 2 完了検査の対象となる昇降機の計画に係る確認(確認を受けた昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。)を行った者及び当該昇降機の中間検査を行った者が財団でない場合は、第9条第1項の申請手数料に、昇降機一基について、11,000円を加算する。(へ)
- 3 完了検査の対象となる建築設備の計画に係る確認(確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。)を行った者及び当該建築設備の中間検査を行った者が財団でない場合は、第9条第2項の申請手数料に、一の建築設備について、11,000円を加算する。(ほ)(へ)
- 4 完了検査の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認を行った者及び当該小荷物専用昇降機の中間検査を行った者が財団でない場合は、第9条第3項の申請手数料に、小荷物専用昇降機一基について、5,000円を加算する。(は)(へ)
- 5 完了検査の対象となる工作物の計画に係る確認を行った者及び当該工作物の中間検査を行った者が財団でない場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、第10条の申請手数料に、一の工作物について、当該各号に定める額を加算する。(へ)
 - (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第2の業務を行う工作物の区分の欄に応じて同表の右欄に掲げる方法により算定した数(一未満の端数は切り上げる。)を5,000円に乗じて算定した額
 - (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合 11,000円

(遠隔地の場合の検査申請手数料)

第13条 検査の対象となる工事を行う場所が、別表第7に掲げる区域内で行われる場合、並びに、検査を現に行う者の在勤地より50kmを越える場合は、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「確認検査業務等出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。(ぬ)

(判定手数料額の返還)

第14条 判定を要する建築物について、財団が判定を依頼する前に申請者が確認の申請を

確認検査業務手数料規程		頁 No.6 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

取り下げた場合は、既に収納された第2条の確認の申請手数料のうち、同条2項の額を返還する。(へ)

別表第1 建築物に関する確認申請手数料(第2条関係)(ほ)(へ)(ち)

床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	90,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	159,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	225,000 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	403,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	662,000 円
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,210,000 円
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,610,000 円
200,000 m ² を超えるもの	1,980,000 円

別表第1の2 階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法により設計を行った建築物の確認手数料の加算額(第2条関係)(へ)

延べ面積の合計	階避難安全検証法	全館避難安全検証法	耐火性能検証法	防火区画検証法
10,000 m ² 以下	96,000	132,000	180,000	48,000
10,000 m ² を超え、5,0000 m ² 以下	168,000	228,000	324,000	84,000
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以下	240,000	324,000	480,000	120,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以下	312,000	420,000	612,000	156,000
200,000 m ² を超えるもの	372,000	492,000	732,000	180,000

別表第2 工作物に関する確認申請手数料の算定のために基準手数料に乗じる数等(第4条、第7条、第10条関係)

業務を行う工作物の区分	基準手数料に乗じる数
令第138条第1項第1号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを6で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第2号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを15で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第3号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを4で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第4号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを8で除した数に2を加えた数
令第138条第1項第5号に規定する工作物	申請に係る工作物の高さを2で除した数に2を加えた数

確認検査業務手数料規程

1999年5月 6日制定

2011年 4月 1日改訂

2011年 4月 1日施行

別表第3 建築物に関する中間検査申請手数料(第5条関係)(ほ)(へ)(ち)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	95,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	155,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	211,000 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	288,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	442,000 円
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	871,000 円
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,210,000 円
200,000 m ² を超えるもの	1,530,000 円

別表第3の2 昇降機に関する中間検査申請手数料(第6条関係)(ほ)(へ)(り)

昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	29,000 円
9 の場合	30,000 円
8 の場合	31,000 円
7 の場合	32,000 円
6 の場合	33,000 円
5 の場合	34,000 円
4 の場合	35,000 円
3 の場合	36,000 円
2 の場合	37,000 円
1 の場合	38,000 円

別表第3の3 小荷物専用昇降機に関する中間検査申請手数料(第6条関係)(ほ)(へ)

小荷物専用昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	15,600 円
9 の場合	16,800 円
8 の場合	18,000 円
7 の場合	19,200 円
6 の場合	20,400 円
5 の場合	21,600 円
4 の場合	22,800 円
3 の場合	24,000 円

1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行
--------------	---------------	---------------

小荷物専用昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
2 の場合	25,200 円
1 の場合	26,400 円

別表第 4 建築物に関する完了検査申請手数料(第 8 条関係)(ほ)(へ)(ち)(り)

床面積の合計	手数料の額
500 m ² 以内のもの	100,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	164,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	220,000 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	317,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	497,000 円
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	977,000 円
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,340,000 円
200,000 m ² を超えるもの	1,690,000 円

別表第 5 昇降機に関する完了検査申請手数料(第 9 条関係)(ほ)(へ)(り)

昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	29,000 円
9 の場合	30,000 円
8 の場合	31,000 円
7 の場合	32,000 円
6 の場合	33,000 円
5 の場合	34,000 円
4 の場合	35,000 円
3 の場合	36,000 円
2 の場合	37,000 円
1 の場合	38,000 円

(財団から中間検査合格証の交付を受けた昇降機については、各欄の額から 1,000 円を減じた額とする。)

確認検査業務手数料規程		頁 No.9 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

別表第5の2 小荷物専用昇降機に関する完了検査申請手数料(第9条関係)(ほ)(へ)(り)

小荷物専用昇降機の設置数	手数料の額(一台あたり)
10 以上の場合	15,600 円
9 の場合	16,800 円
8 の場合	18,000 円
7 の場合	19,200 円
6 の場合	20,400 円
5 の場合	21,600 円
4 の場合	22,800 円
3 の場合	24,000 円
2 の場合	25,200 円
1 の場合	26,400 円

(財団から中間検査合格証の交付を受けた小荷物専用昇降機については、各欄の額から 1,000 円を減じた額とする。)

別表第6 財団以外の者が確認を行った建築物の中間検査申請手数料等の加算額
(第11条、第12条関係)(へ)(ち)

床面積の合計	手数料の加算額
500 m ² 以内のもの	30,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	53,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	75,000 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	202,000 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	331,000 円
50,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	607,000 円
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	805,000 円
200,000 m ² を超えるもの	990,000 円

<h1>確認検査業務手数料規程</h1>		頁 No.10 / 10
		CR03 - 11
1999年5月 6日制定	2011年 4月 1日改訂	2011年 4月 1日施行

別表第7 出張費を加算する区域(第13条関係)(ろ)(は)(に)(へ)

都府県名	出張費を加算する区域
埼玉県	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、羽生市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときかわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、大里町、江南町、川本町、花園町、寄居町、北川辺町の区域
千葉県	館山市、香取市、匝瑳市、旭市、勝浦市、鴨川市、山武市、いすみ市、南房総市、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝光町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、富浦町、鋸南町
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村の区域
神奈川県	小田原市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の区域
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の区域
兵庫県	姫路市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町の区域
奈良県	曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村の区域
和歌山県	海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町の区域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	全域